

## 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（第3回）

### 議事要旨

日 時：令和7年8月26日（火）9：40～9：55

会 場：官邸2階 大ホール

出席者：林内閣官房長官、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣、あべ文部科学大臣、小泉農林水産大臣、武藤経済産業大臣、坂井内閣府特命担当大臣、三原内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、伊東内閣府特命担当大臣、富樫総務副大臣、高村法務副大臣、宮路外務副大臣、土田財務大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官、国定国土交通大臣政務官、金子防衛大臣政務官、西野内閣府大臣政務官、岸デジタル大臣政務官、友納内閣府大臣政務官、橘内閣官房副長官、佐藤内閣官房副長官、阪田内閣官房副長官補、小田原環境省環境再生グループ長、新居復興庁統括官

- 冒頭、浅尾環境大臣から以下の説明があった。
  - ・ 総理大臣官邸においては、7月19日・20日に工事を行い、復興再生利用を始めたところ。この復興再生利用は、本年3月に基準を策定してから実施した初の案件である。
  - ・ 総理大臣官邸という象徴的な場所で実際に復興再生利用が実施されていることは、国民の皆様への理解醸成の観点から、大きな意義があるものと考えている。
  - ・ また、施工後継続して放射線量を測定しているが、人体への影響を無視できるレベルであることを確認している。
- ・ 第2回会議において決定した基本方針で、政府一丸となって当面5年程度で主に取り組む事項を、ロードマップとして取りまとめることとされた。これを受け、ロードマップ案のポイントを説明する。
- ・ 今回のロードマップ案では、県外最終処分の実現に向けた取組として、「復興再生利用の推進」「県外最終処分に向けた検討」「理解醸成・リスクコミュニケーション」の3本柱で整理している。
- ・ まず、第一の柱である「復興再生利用の推進」について。国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、総理大臣官邸での利用に続き、7月1日の閣僚懇談会において官房長官から検討を加速化するように指示のあった、霞が関の中央官庁の花壇等9か所での利用について、本年9月から順次施工する。
- ・ それに続き、霞が関の中央官庁以外の、分庁舎、地方支分部局、各府省庁で所管する法人等での利用を検討し、政府が率先して事例を創出する。さらに、復興再生利用の理解醸成の状況を踏まえつつ、実用途における先行事例を創出していく。
- ・ そして、2030年頃には、県外最終処分の実現に向けて、実用途における復興再生利用の目途を立てることを目指す。
- ・ 次に、第二の柱である「県外最終処分に向けた検討」について。県外最終処分の検討に当たり、専門的知見を活用するため、新たな有識者会議を環境省において秋頃に設置

する。その下で、中間貯蔵施設からの土壌の搬出等のために必要な施設や、最終処分場の候補地の選定・調査に向けた候補地選定のプロセスの具体化等を検討していく。

- ・そして、2030年頃には、最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始めることを目指す。
- ・次に、第三の柱である「理解醸成・リスクコミュニケーション」について。復興再生利用に用いる土壌は資源であり、リスクコミュニケーションの観点から、例えば「復興再生土」などの新たな呼称について、環境省において検討し、決定する。
- ・また、復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、これまで中間貯蔵施設の見学会等を実施してきたところ。前回の会議でお願いしたように、皆様を始めとする各府省庁の方々には、是非現地へ足を運んでいただき、視察を通じて感じたことを発信していただきたいと考えており、今月10日には林官房長官も視察いただいた。
- ・これに加えて、各府省庁が一丸となって、霞が関の中央官庁での利用現場等での理解醸成の取組を展開していく。
- ・そして、2030年頃には、県外最終処分の実現に向けて、復興再生利用の先行事例を創出し、その拡大が見通せるよう、安心感・納得感を醸成することを目指す。
- ・県外最終処分の実現に向けて、本ロードマップ案に基づき、引き続き、政府一丸となって、全力で取り組んでいく。

● 伊藤復興大臣から、以下の発言があった。

- ・福島県内で生じた除去土壌等を中間貯蔵開始後30年以内に県外最終処分するという国の責務を果たすことについて、福島県知事は、もう20年を切っているという危機感をもって強く要請されている。
- ・先程、浅尾環境大臣から説明があったとおり、ロードマップ案においては、先日の官邸に続いて霞が関の中央官庁でも9月から除去土壌の復興再生利用を実施し、政府が率先して段階的に事例創出を進めるとともに、各府省庁が一丸となって理解醸成の取組を推進することとしている。
- ・復興庁としても、庁舎の花壇における施工に向けた作業を進めるとともに、関係府省庁で構成する「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」の場も活用し、除去土壌の復興再生利用の必要性・安全性等に係る徹底した情報発信を展開していく。
- ・引き続き、福島復興の司令塔として、県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用の推進に全力で取り組んでいく。

● 浅尾環境大臣から以下の発言があった。

- ・ただいまの御説明・御発言について、御意見・御質問等があれば御発言をお願いしたい。

(異議なし)

- ・それでは、ロードマップを決定したい。

- 最後に、林内閣官房長官から以下の発言があった。
- ・福島への復興に向けて、中間貯蔵施設に保管されている除去土壌や指定廃棄物について、30年以内に福島県外での最終処分を実現するよう、政府一丸となって、着実に取組を前進させていくことが必要。
- ・本日取りまとめたロードマップに基づき、復興再生利用の推進を始めとする県外最終処分に向けた取組を、まずはこの5年間で着実かつ積極的に実行するようお願いする。
- ・特に、復興再生利用の推進に向けては、政府が率先して事例を創出するため、霞が関の中央官庁9か所で9月から予定している施工を、速やかに行うようお願いする。
- ・それに引き続き、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣を中心に、各府省庁が緊密に連携し、分庁舎、地方支分部局、所管法人等へと取組を拡大し、さらに、実用途における先行事例の創出に向けても、検討を着実に進めていただくようお願いする。
- ・また、復興再生利用等の推進に当たっては、その必要性・安全性等に対する国民の幅広い理解醸成が重要。ポスターやリーフレット、あるいは SNS 等を通じた情報発信だけでなく、霞が関の中央官庁等での復興再生利用の現場を、理解醸成に積極的に活用するようお願いする。
- ・こうした取組を段階的かつ確実に実施できるよう、この会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認していく。
- ・福島への復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府を挙げて全力で取り組んでいくことで、ロードマップの事項を一つ一つ実現していく。

以上